

独立行政法人 情報処理推進機構

平成 2 2 年度計画

独立行政法人 情報処理推進機構

目次

・国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためと るべき措置	1
1．ITの安全性向上に向けた情報セキュリティ対策の強化	
～誰もが安心してITを利用できる経済社会を目指した未然防御策等の提供～	1
1 - 1 情報システムに対する脅威へのプロアクティブな総合的対策	1
1 - 2 中小企業の情報セキュリティ水準の底上げと国民一般への普及・啓発	3
1 - 3 情報セキュリティ分野における国際協力の推進	4
1 - 4 情報セキュリティ対策を支える技術的評価能力の向上、分析機能の強化	5
1 - 5 社会がよりセキュアな製品・システムを享受できる環境の整備	6
2．情報システムの信頼性向上に向けたソフトウェアエンジニアリングの推進	
～信頼性の高いソフトウェアを効率的に開発するための手法・ツール・データベース等の提供・普及～	8
2 - 1 ソフトウェアエンジニアリング手法によるソフトウェア・システムの信頼性確保	8
2 - 2 地域・中小企業のためのシステム構築手法の提供	10
2 - 3 海外有力機関との連携の強化	12
3．IT人材育成の戦略的推進	
～スキル標準と情報処理技術者試験を駆使したグローバルに通用する人材育成手法等の普及～	13
3 - 1 IT人材育成への総合的な取組み	13
3 - 2 産業競争力を強化するための高度IT人材の育成	13
3 - 3 地域・中小企業のIT化を促進する人材育成	14
3 - 4 ITのグローバル化への人材面での対応	15
3 - 5 突出したIT人材の発掘・育成と活躍できる環境の整備	16
4．開放的な技術・技術標準の普及及びソフトウェア利用者の利便性向上のための環境整備	
～システム連携等の相互運用性の確保に向けたオープンなソフトウェア基盤の整備～	17
4 - 1 オープンソフトウェアの利用促進	17
4 - 2 債務保証事業等	20

．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	21
1．PDCA サイクルに基づく継続的な業務運営の見直し	21
2．機動的・効率的な組織及び業務の運営	21
3．戦略的な情報発信の推進	22
3 - 1 IT に係る情報収集・発信等(シンクタンク機能の充実)	22
3 - 2 戦略的広報の実施	22
4．業務・システムの最適化	23
5．業務経費等の効率化	23
6．総人件費改革への取組み	23
7．調達の適正化	24
8．機構のセキュリティ対策の強化	24
．財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	25
1．自己収入拡大への取組み	25
2．決算情報・セグメント情報の公表の充実等	25
3．地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）	25
．予算（人件費見積りを含む。）収支計画及び資金計画	26
1．予算（別紙参照）	26
2．収支計画（別紙参照）	26
3．資金計画（別紙参照）	26
．短期借入金の限度額	26
．重要な財産の譲渡・担保計画	27
．剰余金の使途	27
．その他主務省令で定める業務運営に関する事項	27
1．施設及び設備に関する計画	27
2．人事に関する計画	27
3．中期目標期間を超える債務負担	27
4．積立金の処分に関する事項	27
<u>（別紙）</u>	
予算	28
収支計画	33
資金計画	38

独立行政法人 情報処理推進機構 平成 22 年度計画

独立行政法人通則法第31条第1項に基づき、独立行政法人 情報処理推進機構（以下、「機構」という。）の平成22年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. ITの安全性向上に向けた情報セキュリティ対策の強化

～誰もが安心してITを利用できる経済社会を目指した未然防御策等の提供～

1 - 1 情報システムに対する脅威へのプロアクティブな総合的対策

(1 - 1 - 1) ウイルスの脅威への対応

(1) 日々変化する脅威に対し、情報の収集分析及び対策の情報提供等を適切に実施するとともに、有効な対策体制の整備を図る。

ウェブサイトにおける新たなウイルス感染手口、可搬型媒体（USBメモリ）による脅威等に呼応した的確な情報の収集・分析及び提供を行うため、平成21年度の検討に基づき、ゼロデイ攻撃への対策を含む、ZHA¹、TIPS²等の対策ツールの機能強化を行う。

標的型攻撃等の収集・分析を実施し、関係機関と連携しつつ、攻撃手口の解析、対策の策定を行うとともに、必要な情報提供を行う。また、必要に応じて検体を提供し対策ソフトベンダのウイルス対策ソフトへ反映する等の連携を行う。

情報システム等の利用者意識やウイルス等による被害状況に関する調査を実施し、調査結果を公開する。また、脅威の変化に対応した被害状況を把握する新たな方法を検討する。

経済産業省・総務省連携プロジェクトのポット³対策事業「サイバークリーンセンター（CCC⁴）」のメンバーとして、情報セキュリティ対策ベンダと連携し、一般利用者のポット感染予防策を実施する。また、各種セミナー等を通じ、同事業の活動内容やポット等に関する正しい理解の増進に努める。CCCの最終年度の取組みとして、平成23年度以降のCCC成果の活用を円滑に行えるような仕組みづくりを検討する。

(2) P2P⁵ファイル共有ソフト等を通じた情報漏えい対策に引き続き取り組む。

(3) 経済産業省の告示に従ってウイルス及び不正アクセスの届出受付を行い、定期的に受付状況を公表するとともに、広く国民一般に対し傾向や対策等の情報提供を行う。また、新種ウイルスや新たな手口の脅威の発生時及び新たな脆弱性が発見された場合、適時、緊急対策の情報提供を行う。

¹ ZHA(Zero Hour Analysis):機構で収集したウイルス等を迅速に解析し、概要、対策情報等の解析結果をデータベースに蓄積、公開するシステム。

² TIPS(Trap-web-site Information Providing System) : 不正プログラムの感染等を通じて一般利用者に危害を及ぼす可能性のある悪意あるウェブサイトを探索して、危険情報の提供を行うためのツール。

³ ボット(BOT) : コンピュータウイルスの一種。コンピュータに感染し、そのコンピュータを、ネットワーク(インターネット)を通じて外部から操ることを目的として作成されたプログラム。

⁴ CCC(Cyber Clean Center)

⁵ P2P(Peer to Peer) : サーバ等を介さずに、直接ファイル等の情報を送受信する利用形態。

- (4) 情報セキュリティ対策ベンダや情報セキュリティ関連団体と連携し、機構が中心となって利用者や情報セキュリティ専門家への最新のウイルス対策等の普及・啓発を推進する。
- (5) インターネット定点観測システムで得られる情報を活用し、情報システム等への不正アクセスの状況及びその対策について、分かりやすい情報提供を行う。

(1 - 1 - 2) 情報システムの脆弱性に対する適切な対策の実施

- (1) 経済産業省の告示に従って脆弱性関連情報の届出受付を行い、定期的に受付状況を公表するとともに、関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報を利用者に提供する。また、脆弱性修正が未実施の長期滞留案件の処理促進を行う。
- (2) 情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ⁶に関して、脆弱性関連情報をより確実に利用者に提供するため、「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」等により制度の課題の抽出及び対応策を検討し、その結果を公開する。また、ネットワーク接続が進展する情報家電に関する対応を図り、「組込みシステムのセキュリティへの取組みガイド」を改訂する。
- (3) 情報システムの利用者及び開発者等による脆弱性対策のより確実な実施を促進するため、機構がこれまでに整備したツール・データベース等の機能強化等を行う。

「JVN⁷ iPedia」(脆弱性対策情報データベース)の脆弱性分類情報の検索機能追加及び管理機能強化に着手する。

脆弱性関連情報を利用者やサーバ管理者等に確実に展開するため、「MyJVN」(情報システム利用者の脆弱性対策支援ツール)のOS等のサポート対象を拡張するとともに、ソフトウェア等のバージョンとセキュリティ設定を同時確認する等の機能を設ける。

ウェブサイトに対する新たな攻撃パターンに対応するため、ログを解析し外部からの攻撃の痕跡を検査する「ウェブサイト脆弱性のログ解析型検査ツール」(iLogScanner)の検出機能の改善に着手する。

組込み機器や情報家電等の開発者に利用されているTCP/IP⁸及びSIP⁹の脆弱性検証ツールを機能強化し、既知の脆弱性に順次対応する。

ウェブサイト運営者や製品開発者が脆弱性対策の必要性及び対策手法等を体験的かつ実践的に学ぶツール「開発者向け脆弱性検証・実習ツール」を開発し、公開する。

脆弱性対策を促進するためのJVN iPedia向け脆弱性関連コンテンツの収集・整備・公開を行う。

- (4) 今後、脆弱性が問題になることが予想される組込み機器、生体認証機器等のセキュアな利用に向けて以下の取組みを実施するとともに、その成果を基に新しい分野でのセキュリティ対策を促進するための啓発ガイド等を作成する。

⁶ 情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ：「ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準」(平成 16 年経済産業省告示第 235 号)の告示に基づいて 2004 年 7 月から開始した官民の連携体制の基本枠組み。ソフトウェア製品及びウェブアプリケーション(ウェブサイト)に関する脆弱性関連情報を円滑に流通し、対策の普及を図ることを目的としている。

⁷ JVN(Japan Vulnerability Notes)

⁸ TCP/IP(Transmission Control Protocol/Internet Protocol)：ネットワーク上でデータを送信するために使われる基本的なプロトコル。

⁹ SIP(Session Initiation Protocol)：セッション開始プロトコル。IP 電話、テレビ電話、インスタントメッセージ等で使用されているプロトコル。

生体認証（バイオメトリックス）の普及に向けて、生体認証の普及・啓発資料を作成するために、国内外の生体認証の動向及び生体認証を利用する利用者や導入組織の意識等について調査する。

自動車の情報セキュリティ対策の普及・啓発資料を作成するために、欧米での自動車に関する最新セキュリティ関連活動及び電気自動車に関する情報セキュリティへの対応状況を調査する。

(1 - 1 - 3) 社会的に重要なシステムに関する対策支援

- (1) 重要インフラ等の制御システムの脆弱性低減のための情報セキュリティ対策の普及・啓発資料作成に向け、製造事業やプラント事業の制御システムや次世代送電網（スマートグリッド）等のセキュリティへの対応について国内外の状況を調査する。
- (2) JPCERT/CC¹⁰と協力して、重要インフラ等に関わる情報セキュリティに関するフォーラムを開催し、重要インフラ事業者及び関連情報システム開発・運用者に対するセキュリティ強化のための普及・啓発を行う。

1 - 2 中小企業の情報セキュリティ水準の底上げと国民一般への普及・啓発

- (1) 中小企業の情報セキュリティ対策に関して、以下の取組みを行う。

中小企業の情報セキュリティ対策に関するチェックシート及び情報セキュリティポイント学習ツール等について、機構の情報セキュリティセミナーや関係団体との連携を通じ、普及・啓発を引き続き行う。また、中小企業の情報セキュリティ対策の実状を踏まえて、必要に応じてチェックシート等の見直しを継続して行う。

今後の利用拡大が予想されるクラウドコンピューティングについて、中小企業等が活用する際にセキュリティ上考慮すべき事項について検討する。

中小企業等の情報セキュリティ対策を支援するITコーディネータや中小企業診断士等を支援するための仕組みを検討する。

- (2) 地域の中小企業等に対して、情報セキュリティ対策を推進するための情報セキュリティセミナーを25か所以上で開催する。「5分でできる情報セキュリティ自社診断シート」等をコンテンツとして利用するとともに、より理解しやすいセミナーとするため内容を適時見直す。
- (3) 地域の情報セキュリティの中核となる団体と連携し、情報セキュリティセミナーの開催等の普及・啓発活動を継続する。また、地域の中核団体との連携構築（平成21年度までの5地域に加え、新たに2地域以上）を通じ、地域の情報セキュリティ人材を育成するための協力体制強化を目指す。
- (4) 「情報セキュリティ対策ベンチマークシステム」の提供を引き続き行うとともに、蓄積データを分析し、集計結果の公開等を行う。
- (5) 「情報セキュリティ標語・ポスターコンクール（韓国インターネット振興院(KISA¹¹)連携事業）」を通じ、国内の若年層における情報セキュリティ意識の醸成と向上を図る。また、同事業の国内応募者のすそ野の拡大に努めるとともに、国際展開に取り組む。
- (6) 情報セキュリティに関する現状と展望等をまとめた「情報セキュリティ白書」を出版し、利用者等への普及・啓発等に活用する。

¹⁰ JPCERT/CC(Japan Computer Emergency Response Team Coordination Center)

¹¹ KISA(Korea Internet & Security Agency)

(7) 広く国民一般に情報セキュリティ対策を周知するため、以下の啓発活動を実施する。

大手ポータルサイト等に働きかけ、機構が作成したコンテンツを提供し、より多くのPC等利用者に対して広く情報セキュリティの情報提供を行う。

「セキュリティ用語集構築環境システム」等のツールを活用し、ウェブ等を通じた情報セキュリティ対策に関する情報提供の充実を図る。

1 - 3 情報セキュリティ分野における国際協力の推進

(1 - 3 - 1) アジア地域における国際協力の推進

(1) ASEAN¹²諸国を中心に、情報セキュリティ向上に役立つ機構保有ツールの提供等の支援を実施する。

東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA¹³)活動に協力し、アジア地域において、情報セキュリティ対策水準の向上に寄与するアジア共通情報セキュリティ対策ベンチマークシステム開発の検討を進める。

アジア地域における評価・認証技術向上や情報共有のため、AISEC¹⁴ Forumの第2回会合に出席し、日本の認証経験を踏まえた支援や提案等を検討する(平成22年7月、クアラルンプール予定)。

(1 - 3 - 2) 情報セキュリティに関する国際的な標準化への対応

(1) 情報セキュリティ分野と関連の深い国際標準化活動である ISO/IEC¹⁵ JTC1 SC27¹⁶が主催する国際会合(年2回)等へ、機構職員を派遣し、活動成果の国際規格への反映を働きかけるとともに、収集した国際規格動向を踏まえ、今後の事業への反映を行う。

(2) 情報システム等がグローバルに利用される実態に鑑み、以下の脆弱性対策の国際的な標準化活動等に継続的に参画し、更なる情報システム等の国際的な安全性確保に寄与する。

- ・ 米国標準技術研究所(NIST¹⁷)が推進している脆弱性対策確認の機械化処理の規格SCAP¹⁸の国際標準化
- ・ ISO/IEC JTC1/SC27/WG3で検討されている脆弱性情報の公開方法関連規格(RVD¹⁹)の策定参画
- ・ FIRST²⁰の共通脆弱性評価システム(CVSS²¹)の国際標準化

¹² ASEAN(Association of Southeast Asian Nations) : 東南アジア諸国連合。

¹³ ERIA(The Economic Research Institute for ASEAN and East Asia) : 東アジア・アセアン経済研究センター。東アジア経済統合推進に向け、政策提言を行うシンクタンク。

¹⁴ AISEC(Asian IT Security Evaluation and Certification) : アジアにおけるCCRAに関するフォーラム。韓国、シンガポール、マレーシア、インド等が参加。

¹⁵ ISO/IEC(International Organization for Standardization/ International Electro-technical Commission)

¹⁶ JTC1/SC27(Joint Technical Committee 1/ Subcommittee 27)

¹⁷ NIST(National Institute of Standards and Technology)

¹⁸ SCAP(Security Content Automation Protocol) : 情報セキュリティ管理の自動化と標準化を規定した仕様・規格。

¹⁹ RVD(Responsible Vulnerability Disclosure)

²⁰ FIRST(Forum of Incident Response and Security Teams) : 様々なセキュリティ及びインシデント対応チームと製品セキュリティに関するチームからなる国際非営利団体。

²¹ CVSS(Common Vulnerability Scoring System)

(1 - 3 - 3) ITセキュリティ評価及び認証 (コモンクライテリア : CC) 制度関連における国際協力の推進

- (1) コモンクライテリア承認アレンジメント(CCRA²²)会議等へ機構職員を派遣し、認証に関する情報交換を行う。また、CCRA加盟国の認証機関相互で行われる品質システムの監査への協力や新たな規格策定に向けての国内からのフィードバックを行う等、国際的な品質確保に貢献する。

(1 - 3 - 4) 暗号モジュール試験及び認証関連分野における国際協力の推進

- (1) JCMVP、CMVP共通の模擬モジュールを用いた試験機関候補の試験能力判定及び試験要員の訓練を可能とするため、平成21年度完了のソフトウェア模擬暗号モジュール開発に引き続きハードウェア模擬暗号モジュールの米国NISTとの共同開発を推進する。

(1 - 3 - 5) 国際的な関係機関との連携

- (1) 米国NIST、欧州ネットワーク情報セキュリティ庁 (ENISA²³) 等の情報セキュリティ関係機関との国際的な連携を強化する。
- (2) 韓国KISAとの定期会合を実施する。
- (3) 「情報セキュリティ白書」の英語版を作成し、国際関係機関との意見交換に活用する等、情報セキュリティ分野における日本の情報発信の向上に寄与する

1 - 4 情報セキュリティ対策を支える技術的評価能力の向上、分析機能の強化

- (1) CRYPTREC²⁴の事務局業務を行うとともに、情報システム等のセキュリティ技術の基礎となる暗号アルゴリズムの安全性監視活動を実施する。
- (2) 暗号の世代交代に対応するため、以下の取組みを行う。

平成21年度に公募した暗号アルゴリズムの実装性評価の評価方法・基準を検討する。

暗号運用委員会の活動の一環として、電子署名法の施行指針の改定に伴う特定認証業務や民間認証局向けの移行計画・事業継続計画 (BCP²⁵) に関するガイドラインの策定及び次期リストの振り分け方針を検討する。

国内における暗号世代交代への対応検討のため、米国NISTが実施しているSHA-3²⁶ Competitionの最終候補 (5方式) の安全性・実装性を評価する。

²² CCRA(Common Criteria Recognition Arrangement)

²³ ENISA(the European Network and Information Security Agency)

²⁴ CRYPTREC(CRYPTography Research and Evaluation Committees) : 電子政府推奨暗号の安全性を評価・監視し、暗号技術の適切な実装法・運用法を調査検討するプロジェクト。

²⁵ BCP(Business Continuity Plan)

²⁶ SHA-3(Secure Hash Algorithm - 3) : デジタル署名や公開鍵暗号基盤で現在利用されているハッシュ関数 SHA-1、SHA-2 の後継となるハッシュ関数。

離散対数問題²⁷に安全性の根拠を置く公開鍵暗号の鍵長の安全性を評価する。

量子暗号システムの標準化に向けた国際量子暗号会議（UQC2010）を開催する（平成22年10月）、暗号の世代交代を円滑に進めるため、暗号鍵管理に関するガイドラインを作成する。

CRYPTREC活動の一環として、電子政府推奨暗号リスト改訂作業のため公募した暗号アルゴリズム技術の評価を、関係機関と連携して実施する。

CRYPTRECシンポジウム2011を開催し、暗号リスト改訂に関する進捗状況等を周知する（平成23年3月予定）。

- (3) 情報セキュリティ対策を推進するためのリスクや、リスクに対する人間の行動・投資等について調査及び社会科学的分析を行う。また、国際関連機関等との共催によるワークショップを開催する。
- (4) 「サービス妨害攻撃に関する研究会」（仮称）を開催し、DDoS²⁸等のサービス妨害攻撃の事例及び対策方法について検討する。
- (5) 社会・政府の要請に応じて、情報セキュリティに関する技術対策支援を行う。
- (6) 新しい標的型攻撃等の攻撃手法の解析、対策の策定等を行い、利用者に必要な情報提供を行う。
- (7) 独立行政法人産業技術総合研究所（AIST²⁹）、独立行政法人情報通信研究機構（NICT³⁰）等の関連機関との連携の強化を図る。
- (8) 国内情報セキュリティ産業の活性化に向けた施策の検討と、必要な情報の収集や国際的実態調査を行う。
- (9) クラウドコンピューティングのセキュリティ課題等に関わる調査を実施・公開し、クラウドコンピューティングの情報セキュリティ啓発活動を行うとともに、国際関係団体との連携を進める。また、中小企業等がクラウドコンピューティングを活用する際にセキュリティ上考慮すべき事項について検討する（1 - 2 . (1) 再掲）。

1 - 5 社会がよりセキュアな製品・システムを享受できる環境の整備

(1 - 5 - 1) ITセキュリティ評価及び認証制度

- (1) 認証を通じ、国内で使用される製品のセキュアな開発環境の整備及びセキュアな製品調達の推進を図る。
- (2) ITセキュリティ評価及び認証制度について、開発者・評価機関等によるコモンクライテリア・タスクフォース（CCTF）を開催しITセキュリティ評価及び認証制度の課題改善、推進を行う。また、前年度のタスクフォースにおける改善要望を踏まえ、以下の取組みを行う。

費用対効果を勘案した上で、必要な制度や運営の改善を行い、ITセキュリティ評価及び認証制度の利用の拡充を図る。

²⁷ 離散対数問題： $x^y=z$ という関係式で、 z と x を与えたとき、 y を求める問題。離散対数問題に基づく暗号の安全性は、 y を求めるための計算量で評価され、この計算量の具体的な評価は未解決な問題である。

²⁸ DDoS(Distributed Denial of Services)：分散サービス妨害攻撃。ボットなどにより複数のPCを踏み台にして標的のサーバへ攻撃を行い、サービス提供を不能な状態にすること。

²⁹ AIST(National Institute of Advanced Industrial Science and Technology)

³⁰ NICT(National Institute of Information and Communications Technology)

国際市場におけるICカードのセキュリティ品質の確保のため、国際関係機関と連携しつつ海外と同等のハードウェア評価・認証体制（テストビークルの開発検討及び人材教育を含む）に向けた活動を行う。

認証業務完了から認証書発行までにかかる期間の短縮に努め、機構内での処理期間を40日（就業日ベース）以内とすることを目指す。

(3) 新規分野、企業からの制度利用の促進のため、以下の取組みを行う。

技術者育成のための認証制度紹介、技術的解説セミナー等の講座を開催し、ITセキュリティ評価及び認証制度のより一層の普及を促進する。

開発者がコモンクライテリアに則ったセキュア開発の自主的なチェックを行えるよう、評価手法の項目ごとの解説書の作成に着手する。

重要なシステムの調達時の認証やST³¹確認において、より効果的な成果が得られるためのベストプラクティスを試行する。

(1 - 5 - 2) 政府調達等における情報セキュリティの確保

(1) 政府と連携し、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等の改訂に対応し、政府調達におけるセキュリティ要件の重要項目の検討に着手する。

(2) 情報システムの調達者の業務を支援するため、情報システムの主要な構成要素の技術的セキュリティ要件に関する情報を提供するツールを開発する。

(3) 当機構のウェブサイト等を通じて、中小企業等基盤強化税制の適用対象であるISO/IEC 15408³²認証取得製品等に関する利用者に対して適切な情報提供を行う。

(1 - 5 - 3) 暗号モジュール試験及び認証制度（JCMVP³³）

(1) 北米CMVPとの認証制度補完のため、制度運営に用いる各種ツールの機能追加等の整備を行う。

(2) JCMVP制度等の紹介セミナー等を通じて広報活動を展開する。

(3) 新しい暗号モジュールセキュリティ要件規格FIPS 140-3³⁴の実現に合わせて日本国内のセキュリティ要件規格を整備するため、米国NISTと協調し、FIPS140-3及びその試験要件、並びに乱数生成器に関するSP800-90のレビューに参加する。また、FIPS 140-3対応の認証業務を実施するための準備としてFIPS 140-3DTRを翻訳する。

³¹ ST(Security Target)：セキュリティ設計仕様書。

³² ISO/IEC 15408：情報技術セキュリティの観点から、情報技術に関連した製品及びシステムが適切に設計され、その設計が正しく実装されていることを評価するための国際標準規格。

³³ JCMVP(Japan Cryptographic Module Validation Program)：暗号モジュール試験及び認証制度。

³⁴ FIPS 140 (Federal Information Processing Standardization 140)：暗号モジュールに関するセキュリティ要件の仕様を規定する米国連邦標準規格。現在の規格は、FIPS140-2。

2. 情報システムの信頼性向上に向けたソフトウェアエンジニアリングの推進

～信頼性の高いソフトウェアを効率的に開発するための手法・ツール・データベース等の提供・普及～

2 - 1 ソフトウェアエンジニアリング手法によるソフトウェア・システムの信頼性確保

(2 - 1 - 1) 高信頼化のための手法検討及び導入推進

) 信頼性要求水準ごとの対策と目標管理手法の検討

- (1) 「重要インフラ情報システム信頼性研究会フォローアップ報告書」に基づき、検証作業を継続するとともに、平成21年度に公開した「高信頼性ソフトウェアのための開発手法ガイドブック」の内容を取り入れ、信頼性要求水準に応じた対策と目標管理を実施するための指針を取りまとめ、公開する。
- (2) 「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン」等の有効性検証及びその結果のフィードバックを目的として、平成21年度に公開した「情報システム信頼性自己診断ツール」(第一版)³⁵の利用者から収集する診断データの分析を行う。また、「情報システム信頼性自己診断ツール」(第二版)として、診断データの統計分析等の機能拡張を行う。

) 発注者と受注者の合意を的確に行うための手法の導入

- (1) 平成21年度に公開した「機能要件の合意形成ガイド」について、クロスリファレンスや用語集等を追加し、セミナー等を通じた普及促進を図る。
- (2) システムの品質に関わる要求水準を見える化するための「非機能要求グレード³⁶」の利用促進を図るため、以下の活動を行う。

非機能要求の重要性に関する啓発書を作成し、ユーザ企業の経営者の理解増進を図る。

主たる利用者となるシステム設計者向けに、利用方法に関する教材等を作成するとともに、これらを用いたセミナー等を開催する。

活用事例を収集・整理し、事例集として取りまとめる。

) 新たな高信頼開発技術の検討

- (1) 平成21年度の調査結果を踏まえ、高信頼開発技術の中で海外でも実績がある形式手法を用いて、情報セキュリティ及び機能安全に関する国際規格に準拠した高い信頼性を実現する汎用的基盤ソフトウェア(ディペンダブルサービス向けセキュアエンジン及び高信頼リアルタイムOSカーネル)の開発に着手する。
- (2) 形式手法の適用と実践に関わる技術者が修得すべき技術項目を整理するとともに、これらの技術者の育成に必要な教材を整備する。

³⁵ 情報システム信頼性自己診断ツール」(第一版)：経済産業省の発行した「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン」(第二版)及び「信頼性評価指標」(第一版)に基づき、情報システムの信頼性向上に関する取組み状況を評価するためのツール。

³⁶ 非機能要求グレード：発注者と受注者との間で確認が必要だが、詳細な項目を同時に確認することが難しい非機能要求を、重要な項目から順に扱えるように段階的に詳細化しながら要求の確認を行うためのツール群。

- (3) ディペンダブルな情報システムの設計・開発に必要とされる各種モデル検証（制御モデル、制御対象モデル、ユーザモデル、情報システムモデル、サービス品質モデル等の検証）を実施するためのスキル項目を整理し、モデル検証技術者向けスキル体系を取りまとめる。
- (4) 平成21年度に欧米を対象に実施した「高信頼システム開発のための技術者のコンピテンシ調査」の結果を踏まえ、我が国におけるコンピテンシに関わる取組み状況を把握するとともに、取扱いについての方針を決定する。

）組込みシステムの安全性・信頼性を保証するための仕組み作り

- (1) 情報システム、自動車・電気製品など製品に組み込まれたシステムの大規模・複雑化に伴い、緊急課題となりつつある組込みシステムの安全性・信頼性の検証及び妥当性確認のための第三者検証制度の整備に向けた検討に着手する。

）障害事例を活用した障害対策技術の検討

- (1) システム障害事例分析技術等を系統的に整理するため、実際の不具合や事故の代表的事例についての詳細調査を行い、原因分析、再発防止策等に役立つ有効情報の抽出を試行する。

）組込みソフトウェアの高信頼化に向けた技術の整備

- (1) 平成21年度に実施した組込みソフトウェア品質作り込みガイド（ESQR³⁷）利用者に対するヒアリング結果を踏まえ、品質指標の改善を含むESQRの改訂案を作成する。
- (2) 企業におけるプロジェクト実践データやESQR試行データを用いたプロジェクト状況予測手法の確立に向けた検討を行う。
- (3) 組込み分野において利用が増加しているC++に対応した組込みソフトウェアコーディング作法ガイド（ESCR³⁸）を発行する。
- (4) テスト技術の高度化に向け、より精度の高いテストを実施するためのガイドの基本コンセプトを検討する。

）定量的マネジメントの推進

- (1) 平成21年度に実施した定量データ分析結果を「ソフトウェア開発データ白書2010」として発行するとともに、ソフトウェア開発データの活用をより一層促進するため、さらに200件以上のデータを収集し、新たな切り口を加えた精査・分析を行う。また、分析成果を経済産業省が実施するソフトウェアメトリクス高度化プロジェクトに反映する。

³⁷ ESQR(Embedded System development Quality Reference)

³⁸ ESCR(Embedded System development Coding Reference)

(2 - 1 - 2) 統合システム化に対応した新たな課題への取組み

- (1) 情報システムと組込みシステムが一体となって運用される統合システムにおける安全性評価のため、以下のモデリング手法・技術の確立に向けた調査を実施するとともに、必要なツール類の開発に着手する。
 - ・統合システム・モデリング技術（情報・制御・組込みシステムの共通エラーモデル）
 - ・制御対象モデリング技術
 - ・ユーザモデリング技術

(2 - 1 - 3) 多様な開発モデル等への対応

- (1) ソフトウェア開発における多様な開発プロセスモデル（アジャイル型開発等）について、平成21年度に実施した調査及び研究会の成果を踏まえ、品質・信頼性及び開発管理に対する考え方とプロセスの明確化、契約面への対応等について検討する。また、従来のウォーターフォール型開発を前提とした各種ガイドライン等を適用するための手法や適用に際しての留意点等を取りまとめる。
- (2) クラウドコンピューティング環境等のサービスやパッケージの利用により業務システムを構築するための手法について、従来のソフトウェア開発との相違を明確化した上で、効果的適用の観点から、既存のソフトウェアエンジニアリング手法の適用可否、適用に際しての留意点等に関する取りまとめを行う。
- (3) 保守開発等をはじめとする既存ソフトウェアを前提とした開発について、各企業において用いられているエンジニアリング手法等の事例を調査する。また、既存のソフトウェアエンジニアリング手法の保守開発への適用可否を明確化するとともに、新たな手法に対する要件等を取りまとめる。
- (4) 組込みソフトウェアの差分開発を含め、高信頼なソフトウェアをアーキテクチャレベルで実現するための組込みソフトウェア設計作法（ESDR）の策定に向け、具体的なノウハウの収集・分析を行い、基本コンセプト書を作成する。

(2 - 1 - 4) 「産学連携の場」としての検討体制の効率化・活性化

- (1) SEC委員会のワーキンググループ(WG)については、信頼性に関する重要課題や市場・技術動向を踏まえ、モデリング技術に関するWGを新設するとともに、一定の役割を果たしたWGの統廃合を含む整理を行い、運営の効率化を図る。また、WG間の連携を強化し、積極的な情報交換及び情報発信に向けた取組みを行う。

2 - 2 地域・中小企業のためのシステム構築手法の提供

- (1) 民間への成果移転を積極的に進め、民間による自律的な成果普及活動の促進を図る。

組込みスキル標準（ETSS）については、「導入推進者制度」の構築に向け、認証・認定制度に関連する規程類の整備を行うとともに、導入推進者向け教育セミナー用コンテンツの整備等を行い、民間主体によるETSS利活用促進活動の支援を行う。

見積り支援ツール「CoBRA³⁹」については、ツールのオープンソース化を進めるとともに、利用者コミュニティへの普及・活用に関する支援を行う。

³⁹ CoBRA(Cost Estimation, Benchmarking, and Risk Assessment)：少数の過去プロジェクトデータと経験豊富なプロジェクトマネージャの知識を組み合わせ、コスト見積りモデルを構築する手法。

ソフトウェア開発プロジェクト可視化ツール（EPMツール）の機能強化を行うとともに、利用者コミュニティやツールベンダと連携し、効果的利用法や利用事例に関する情報交換等を通して普及促進を図る。

- (2) ISO/IEC15504に準拠したプロセス評価・改善を推進するため、プロセス改善モデルである「SPEAK-IPA版」に基づく認証制度の確立に向けて、認証に係る体系、手順及び診断・改善推進者（アセッサ）の育成スキーム等を整備し、民間主体による運用を前提とした「プロセス改善推進制度創設プラン」（仮称）を策定する。
- (3) 中小企業・組織においても国際規格に適合したプロセス評価・改善活動を推進するため、中小企業向けプロセス改善手法である「SPINACH」をベースとした手順、診断・改善推進者育成スキームを整備し、民間主体による運用を視野に入れたコミュニティ活動を支援する。
- (4) 今後、中小企業においても導入の拡大が見込まれるクラウドコンピューティング環境等のサービスやパッケージの利用により業務システムを構築するための手法について、従来のソフトウェア開発との相違を明確化した上で、効果的適用の観点から、既存のソフトウェアエンジニアリング手法の適用可否、適用に際しての留意点等に関する取りまとめを行う（2-1-3(2)再掲）。
- (5) 地域・中小企業のコミュニティ活動や地域関係機関の自主的な取組みに対し、SEC成果の効果的活用方法に関する指導・助言等を行い、成果の一層の普及促進を図る。
- (6) 収集・蓄積されているソフトウェア開発データ等について、高度な分析手法の研究等、一層の有効活用を図るため、大学等に一定の守秘条件の下で開示する仕組みを整備する。さらに、この仕組みを利用した研究交流を推進することにより、新しい分析手法の発掘とその産業界への適用、実データでの実証的検証を促進する。
- (7) SEC活動の活性化、成果の利用促進を図るため、活用事例の紹介や技術情報の公開、情報交換等、目的を同じくする他の組織との連携の場として「ソフトウェアエンジニアリングiPedia」を強化する。
- (8) 地域・中小企業へのソフトウェアエンジニアリング手法の導入促進及び高度化支援を促進するため、以下の事業を実施するとともに、参加者等からの意見を収集し、普及活動の改善に努める。

地域団体や業界団体との共催や後援も活用しつつ、SECセミナーを30回以上開催するとともに、要請に応じて機構職員を講師として派遣する。

SEC成果を書籍（SEC BOOKS）として出版し、セミナー等の教材として活用する。セミナー等に参加できない地域・中小企業に対しては、ライブ型研修環境を活用（4コース以上）するとともに、動画配信等の新たな普及手段を検討する。

有効性を考慮しつつ、外部専門展への出展を行う。

ソフトウェアエンジニアリングに関する理解促進及び最新情報の周知のため、「SEC journal」の発刊を行う。また、企業を中心とした実践的な取組みを推進するため、「『SEC journal』論文賞」への投稿の増加に向けた取組みを行う。

超上流工程の重要性について一層の理解促進を図るため、「超上流から攻めるIT化の原理原則17ヶ条」に事例等を追加し、公開する。

組込みソフトウェア開発リファレンス集（ESxRシリーズ）の普及に向け、教育コンテンツの整備及びトレーナ育成プログラムの検討を行う。また、組込みソフトウェア向け開発計画立案トレーニングガイド(ESMG)のドラフトを作成する。

ソフトウェア開発における定量データの活用をはじめとする定量的管理手法の一層の普及に向け、既存の手法や事例等を利用局面ごとに整理した「定量データ活用ガイド」を作成するとともに、同ガイドを用いた普及活動を行う。

2 - 3 海外有力機関との連携の強化

(2 - 3 - 1) 海外有力機関等との連携強化

- (1) 米国カーネギーメロン大学ソフトウェア工学研究所(SEI)との間で、CMMI改訂状況やベンチマークに関する定期的な情報交換を行う。また、形式手法及び検証技術の検討の一環として、米国国防総省のシステム構築で利用されているアーキテクチャ設計用形式手法であるAADL⁴⁰に関する情報交換の場を設け、先進的技術動向を把握する。
- (2) 独逸フランホーファ協会実験的ソフトウェア工学研究所(IESE)との共同研究を引き続き実施し、実践的ソフトウェア工学の先進的研究の動向把握及び国内展開を推進する。平成22年度は、見積り手法であるCoBRAやゴール指向のIT化計画立案及び評価のためのGQM法⁴¹等について、国内コミュニティ及び企業・組織と連携したワークショップを開催するとともに、実証実験を実施する。
- (3) アジア地域における組込み技術者育成支援の一環として、タイにおける組込みスキル標準(ETSS)を活用した組込み技術者育成への協力プロジェクトを開始する。
- (4) 米国標準技術研究所(NIST)とのソフトウェアエンジニアリング分野での連携体制の構築を目指し、定期的な情報交換の実施について検討する。

(2 - 3 - 2) SEC成果の国際展開

- (1) 国際標準化に向けて検討が進められているベンチマーキング(ISO/IEC 29155シリーズ)、プロセス評価(同33000シリーズ)及び要求工学(同29148シリーズ)について、「ソフトウェア開発データ白書」等の定量データやプロセス改善、超上流における事業、業務要件を含めた要件定義に関する我が国の取組みが反映されるよう、成果の提案を進める。
- (2) 重要インフラ情報システム信頼性向上のための定量的管理指標や非機能要求グレードに関する取組みについて、経済産業省が実施するソフトウェアメトリクス高度化プロジェクトに参画し、品質評価(同25000シリーズ)に関する国際標準への提案を目指した国内でのメトリクス共通化を推進する。
- (3) 企業活動の国際化に対応し、国外現地法人や現地パートナー企業への展開等、海外での活用を推進するため、以下の成果の英訳を行う。
 - ・組込みソフトウェア開発リファレンス集(ESxRシリーズ)
 - ・非機能要求グレード表

⁴⁰ AADL(Architecture Analysis and Design Language) : SAE(Society of Automotive Engineers Society)による実時間組込み向けの業界標準のアーキテクチャ記述言語。

⁴¹ GQM法(Goal Question Metrics法) : 目的達成のメトリクス(数値基準)を定義するためのトップダウン的方法。

3 . IT人材育成の戦略的推進

～スキル標準と情報処理技術者試験を駆使したグローバルに通用する人材育成手法等の普及～

3 - 1 IT人材育成への総合的な取組み

- (1) 情報システムの発展を見据えて、我が国が育てるべきIT人材像について検討を行うとともに、「IT人材育成審議委員会」(年度内2回開催)等の場を活用し、IT人材育成に関する政策提言を含めた総合的な施策等についての検討を行う。
- (2) 今後のIT人材育成施策立案に資するため、以下の取組みを実施する。
 - IT人材を巡る市場動向等について調査・分析を行い、その調査結果とIT人材育成施策との関連等を取りまとめ、「IT人材白書」として公開する。
 - 我が国を取り巻く市場環境の変化に伴い、企業経営のグローバル化に対応するIT人材についての調査・分析を行い、その結果を公開する。
 - クラウドコンピューティングを活用できる技術者等のIT産業の構造的な変化に対応できる次世代のIT人材育成に関する調査を行い、今後のIT人材育成施策を検討する。

3 - 2 産業競争力を強化するための高度IT人材の育成

(3 - 2 - 1) 共通キャリア・スキルフレームワーク、スキル標準の拡充及び普及

- (1) IT人材育成のための共通キャリア・スキルフレームワーク及び3スキル標準(ITスキル標準・情報システムユーザスキル標準・組込みスキル標準)について、利用者及び全体最適の視点からあり方を整理し、将来の方向性についての指針を策定する。
- (2) ITスキル標準、情報システムユーザスキル標準の普及・定着化を図るため、導入事例集の作成やセミナーの開催等を行う。
- (3) ITスキル標準等の積極的な活用による人材育成等を促進している中小ITベンダ企業を対象とした人材育成表彰制度を新たに創設する。

(3 - 2 - 2) 情報処理技術者試験の円滑な実施

- (1) 平成22年度春期(4月)・秋期(10月)の情報処理技術者試験に向け、試験問題の作成及び採点等の試験業務を着実に実施する。また、受験者等の意見に基づいたPDCAサイクルの実践を継続し、試験の運用等の改善を図る。
- (2) 構造改革特区制度及び特例措置(全国展開)における基本情報技術者試験の午前試験免除制度への対応を着実に実施する。また、構造改革特区制度で運用されてきた民間資格活用型修了試験の全国展開化(平成22年10月予定)にも着実に対応する。

(3 - 2 - 3) IT活用力向上に向けたITパスポート試験の普及・定着化

- (1) 産業界や業界団体、教育界等に対する継続的な広報活動や「ITパスポート試験普及協議会」の開催等を通じ、ITパスポート試験の認知度の向上とともに職業人の基礎的素養を測る尺度としての定着を図る。

- (2) ITパスポート試験の受験機会拡大を図るためCBT方式の平成23年度導入を目指し、問題蓄積作業の継続とともに、CBT方式の仕組みの構築（実施業務の確立、システム構築及び運用）に向けシステム構築事業者等による試行運用を実施する。

(3 - 2 - 4) 産学における実践的な人材育成の支援等

) 産学連携による人材育成施策の立案と実施支援

- (1) 産学人材育成パートナーシップ情報処理分科会を経済産業省及び文部科学省と協同で運営するとともに、産学連携IT人材育成実行ワーキンググループを開催し、産学連携によるIT人材育成のための施策を検討する。
- (2) 平成21年度の成果を踏まえ、教育コンテンツプラットフォーム、産業界出身教員育成カリキュラム、リカレント教育調査結果等の公開及び5大学での実践的講座やインターンシップの実施支援を行う。
- (3) 大学における実践的IT教育の充実及び拡大を図るため、関係団体との連絡会の開催等を通じ、産業界と大学による実践的IT教育支援体制を整備する。
- (4) 産学連携によるIT人材育成施策の展開を図るため、セミナーやシンポジウムを開催する。

) 「IT人材育成iPedia」による情報提供

- (1) 業界団体、教育機関団体等における実践的IT教育に関するIT人材育成関連情報データベース「IT人材育成iPedia」の運営及び産学連携やIT人材育成に関するコンテンツの拡充を行うとともに、以下の機能拡張を実施し利用者の利便性向上を図る。

提供する情報の特徴にあわせたナビゲーション機能

提供コンテンツの充実を図るためのストリーミング機能

(3 - 2 - 5) プロフェッショナル・コミュニティの強化等

- (1) ITスキル標準の利活用の促進を図るためプロフェッショナル・コミュニティの運営を行い、高度IT人材育成施策の検討結果を報告書にまとめ、公開する。
- (2) 平成21年度 プロフェッショナル・コミュニティの成果発表の場として「ITスキル標準プロフェッショナルコミュニティフォーラム（IPCF）2010」を開催する（平成22年7月予定）。

3 - 3 地域・中小企業のIT化を促進する人材育成

(3 - 3 - 1) 中小企業のIT経営促進

- (1) 中小企業支援団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会等）、ITコーディネータ協会等との連携を密接にし、地域、中小企業のIT利活用、人材育成の実践的な取組みを支援するとともに、機構の事業活動や成果の活用等の促進を図る。

(3 - 3 - 2) IT人材育成の地域展開

- (1) 新事業支援機関との連携により、機構の事業成果やツール等の提供、講師派遣、セミナーの開催等を行い、地域のIT人材育成を促進する。
- (2) 新事業支援機関の研修ニーズを踏まえ、「地域のIT人材育成支援のためのライブ型eラーニング研修」を実施する（全国で延べ160会場以上）。
- (3) 地域・中小企業の経営者・実務担当者を対象とする「IT人材育成強化事業」において、「ITスキル標準活用の手引」を活用した人材育成のワークショップを実施し、ITスキル標準の普及を図る。

3 - 4 ITのグローバル化への人材面での対応

(3 - 4 - 1) ITスキル標準の国際展開

- (1) 平成21年度に導入を完了したベトナムソフトウェア協会（VINASA⁴²）のITスキル標準を基に作成した資格認定システム（VRS⁴³）に対し技術的支援を行い、普及を促進する。
- (2) ベトナムでの展開事例をベースにして、フィリピンにおけるITスキル標準の展開に着手するとともに、ITスキル標準のアジア展開を通じて、日本のIT産業の国際競争力強化を支援する。
- (3) 欧米のスキル標準との整合性を図るため、CEN⁴⁴等の欧米の関連団体の会合等に機構職員を派遣し、ITスキル標準等の情報発信を行うとともに、海外のスキル標準や認定及び認証制度の動向に関する情報を収集する。

(3 - 4 - 2) 情報処理技術者試験のアジア展開

- (1) 英語版教材の作成、ITPEC⁴⁵責任者会議の開催、新たに相互認証を希望する国への対応等を通じて、情報処理技術者試験のアジア各国相互認証の維持・発展を図る。
- (2) アジア共通統一試験の普及・定着のため、以下の取組みを実施する。

試験問題作成、ITPEC問題選定会議の開催、日本の試験問題等の翻訳等を通じて、アジア共通統一試験のレベル維持を図る。

ITパスポート試験を含む日本の新試験制度に準拠したアジア共通統一試験の紹介、情報処理技術者試験の活用事例紹介等について、ITPEC参加国においてセミナー等を行う。

(3 - 4 - 3) 国際標準化への対応

- (1) ソフトウェア技術者認証のガイドラインを作成するISO/IECのプロジェクトに協力する。
- (2) PC236⁴⁶の国際会議（平成22年7月12日～16日、ブラジル）に参加し、日本のポジション及びITスキル標準をベースとしたコンピテンシ部分の採用を働きかけるとともに、国内対応委員会を開催し日本のポジションの明確化と方針の策定を通じ、プロジェクトマネジメントの国際標準化を目指す。

⁴² VINASA(Vietnam Software Association)

⁴³ VRS(VINASA Ranking System)

⁴⁴ CEN(European Committee for Standardization)：欧州標準化委員会。

⁴⁵ ITPEC(Information Technology Professional Examination Council)

⁴⁶ PC236(Project Committee236)：プロジェクトマネジメントの国際標準化に向けた ISO 内の委員会。

3 - 5 突出したIT人材の発掘・育成と活躍できる環境の整備

(3 - 5 - 1) 未踏IT人材発掘・育成事業の実施

- (1) 教育機関、研究機関、企業等の枠を超えて自律的に形成された「突出したIT人材の集団」が核となる「エコシステム⁴⁷」の形成を目指し、以下の取組みを行う。

独創的なアイデアや開発力を持った若い人材に対するプロジェクトマネージャ（以下「PM」という。）による指導及び評価を通じ、突出した若いIT人材の発掘・育成を行う。また、特に優れた人材を「スーパークリエータ」として認定する。

高校・高専・大学等の教育機関、研究機関、企業等に埋もれている「若い逸材」の発掘・育成を行うため、PMや採択者による説明会、講義、成果発表会等の開催を通じ更なる未踏IT人材発掘・育成事業の認知度向上を図り、人材発掘・育成の循環の形成を目指す。

国内外のコミュニティ、ベンチャー支援団体、企業等のイベント、交流会等と連携し、自律的な「突出した人材の集団」が核となる「エコシステム」形成の仕組み作りを行う。

これまで発掘・育成した人材情報や開発成果等を取りまとめたデータベースの運用を通じて、突出した人材の活用を促進する。

初等中等教育段階を含めた若年層に対する集中的な教育プログラムの実施を通じて、若年層のITに関する意識の向上を図る。

⁴⁷ エコシステム：教育機関、研究機関、企業等の垣根を越えて、突出したIT人材が周りの人材を巻き込んで触発し合い、先端的なイノベーションの連鎖反応を引き起こす人材ネットワークを指す。

4 . 開放的な技術・技術標準の普及及びソフトウェア利用者の利便性向上のための環境整備 ～システム連携等の相互運用性の確保に向けたオープンなソフトウェア基盤の整備～

4 - 1 オープンソフトウェアの利用促進

(4 - 1 - 1) オープンな標準の普及と国際協力の推進

) オープンな標準に基づく技術参照モデル(TRM⁴⁸)の整備

- (1) 「情報システムの相互運用性を拡大するために適した技術標準」をリストアップするための評価基準の策定を、欧州委員会情報科学総局下のISA⁴⁹と協調して進める。
- (2) クラウドコンピューティング等を視野に入れた「サービス調達」、上記(1)で策定する「標準技術の評価基準」及び「システム設計段階でのセキュリティへの配慮」を追加して、TRM及び活用の手引のバージョンアップを行う(パブリックドラフト発行：平成23年3月)。
- (3) 以下の調査を実施(平成22年9月)し、TRM改訂内容に反映する。
 - ・設計、運用、保守等の役務要件に関する調査
 - ・政府システムに推奨される標準に関する調査
- (4) 政府調達等における相互運用性拡大への取組みについて、平成21年度の米国調査に続き、新たに欧州各国の取組みの調査を実施する。

) Ruby⁵⁰言語仕様の国際標準化

- (1) Ruby言語の国際標準化について速やかな審議、標準化の実現を図るため、ISO⁵¹のJTC-1 SC22専門委員会の勧告に従い、専門委員から意見を聴取するための説明会を実施する(平成22年4月、ニューヨーク)。
- (2) JISからISOへのファストトラック提案⁵²を行う(平成23年1～3月)ため、JIS原案を作成し、規格調整に付議する(平成22年4～6月)。
- (3) 第2回Ruby World Conferenceを開催する(平成22年9月、島根県松江市)。

) 連携プログラム技術評価の実施

- (1) 経済産業省告示に基づく「連携プログラム技術評価制度」について、引き続き申請受付、評価作業を適切に実施する。

⁴⁸ TRM(Technical Reference Model)

⁴⁹ ISA(Interoperability Solutions for European Public Administrations)：2010年1月に、情報科学総局下のIDABC(Interoperable Delivery of European eGovernment Services to public Administrations, Businesses and Citizens)から、政府情報システムの相互運用性拡大に係る業務を引き継いだ。

⁵⁰ Ruby：まつもとゆきひろ氏が開発したスクリプト言語とその処理系の名称。

⁵¹ ISO(International Organization for Standardization)

⁵² ファストトラック提案：既存の規格を使って迅速に国際規格化を図る手順。

）オープンな標準に基づく情報システムの移行支援

- (1) IPAフォントのダウンロードサイトの安定運用及び同フォントの定期的なバージョンアップを行う。
- (2) OSSオープン・ラボ内で稼働中のIPAフォントのデータベース及び編集システムについて、外部のフォントに関するコミュニティから検索可能とする等の環境を構築し運営する。
- (3) 相互運用性拡大、旧システムから新システムへの移行支援に資するツールを技術WGにおいて検討し、テーマ型開発・調査事業として実施する。
- (4) オープンソースのファイル暗号化ソフトウェア(GPG⁵³)の開発を継続して実施し、暗号モジュールのセキュリティ要件JIS X 19790を満たすJCMVP⁵⁴認証取得済みのフリーソフトウェアとして公開する（平成22年6月）。

）海外関連機関との協力関係の構築

- (1) 平成22年2月に加盟したQualipsoネットワーク⁵⁵との間で協力関係を構築し、機構による成果の国際的な普及とQualipsoプロジェクトの成果の日本への普及を加速する。
- (2) 既に相互協力協定（MCA⁵⁶）を締結している米国リナックスファウンデーション(TLF⁵⁷)、米国ソフトウェアフリーダム・ローセンター(SFLC⁵⁸)、独国FOKUS、韓国NIPA⁵⁹と定期会合を開催し、連携を維持するとともに、アジア各国のOSSセンターとも引き続き協力する。
- (3) 欧州委員会情報科学総局下のISAと経済産業省との政府間連携について支援を行う。
- (4) 第9回北東アジアOSS推進フォーラムを開催する(平成22年11月予定、韓国釜山)。
- (5) 米国リナックスファウンデーション（TLF）と共同で第2回Japan Linuxシンポジウムを開催する（平成22年9月、東京）。

）OSSの評価

- (1) 欧州QualiPSOネットワークの一員として、同ネットワークメンバ組織と連携して日欧共通の評価基準を策定する（開発コミュニティの安定性、ドキュメントの充実度、メンテナンスの充実度等、OSS固有の観点からのソフトウェア評価）（第一版平成22年12月）。
- (2) 上記作業に先行して、以下のOSSを優先対象に評価作業を実施する。評価過程及び評価結果から得られた知見を評価基準へ反映させる。
 - ・クラウドコンピューティングの構築にとって重要なOSS
 - ・政府調達にとって重要なOSS（TRMに対応したOSS）

⁵³ GPG: 通信又はストレージを暗号化するためのツール。

⁵⁴ JCMVP(Japan Cryptographic Module Validation Program) : 暗号モジュール試験及び認証制度。

⁵⁵ 欧州委員会予算（情報社会メディア総局）による4年間(2006年～2010年)の調査・研究プロジェクトである QualiPSO(Quality Platform for Open Source Software)の成果普及を目的として設立。各国のOSS支援機関が連携し、OSS支援を推進する。

⁵⁶ MCA(Mutual Cooperation Agreement)

⁵⁷ TLF(The Linux Foundation)

⁵⁸ SFLC(Software Freedom Law Center)

⁵⁹ NIPA(National IT industry Promotion Agency)

(3) 北東アジアOSS推進フォーラムにおいて、OSS評価作業について日中韓で分担して実施する。

(4) 以下の調査報告書を取りまとめ、公開する。

- ・社内向けクラウド構築のために活用できるソフトウェアカタログの作成
- ・OSS仮想化機構KVM⁶⁰についての調査
- ・アプリケーション実行基盤としてのOpenJDK⁶¹の評価
- ・クラウドコンピューティング運用管理ツールの機能、性能、信頼性評価
- ・VM⁶²の制御に係るインタ - フェース仕様の動向調査

(4 - 1 - 2) オープンソフトウェアに係る人材育成

) OSSモデルカリキュラム

(1) OSSモデルカリキュラムの拡充を行い、同カリキュラムの最終版として完成する(平成23年3月)。

(2) OSSモデルカリキュラムv.1に基づく導入実証の新規実施校を公募する(平成22年7月)。

(3) 平成21年度に採択済みの導入実証事業を完遂する。

(4) OSSモデルカリキュラムの導入実施校の経験・実績を広く周知するため、シンポジウムを開催する(平成22年8月、東京)。

) 日本OSS貢献者賞、日本OSS奨励賞

(1) 我が国において影響力のある開発プロジェクトを創造する卓越した技術者及び普及に貢献した者を選出し「日本OSS貢献者賞」、「日本OSS奨励賞」として表彰する(平成22年10月)。

) 研修・セミナー

(1) オープンソフトウェアの活用及び分離調達の具体的手法等について、総務省情報調達統一研修等に講師を派遣する。

(2) 地方セミナー等で講演及び展示を行い、オープンソフトウェア・センターの活動成果を広める。

(3) 地域ソフトウェアセンターと連携し、OSSオープン・ラボの開発済み教材コンテンツを使ったセミナーを開催し、OSSオープン・ラボの活用促進を図る。

(4) 地方自治体関係者を対象に、OSS、TRM、オープンな標準の普及やクラウドコンピューティングをテーマとしたシンポジウムを開催する(平成22年9月)。

⁶⁰ KVM(Kernel-based Virtual Machine)

⁶¹ OpenJDK(Open Java Developers Kit)

⁶² VM(Virtual Machine)

(4 - 1 - 3) オープンソフトウェアの組み込みシステムへの利用促進

) 法的課題の解決に向けた取組み

- (1) 平成21年度に引き続き、新たに約10ライセンス及び紛争事例の紹介について調査を実施する。
- (2) SFLCと協力し、LGPL⁶³ を追加したGPLv3解説書第二版を発行する。
- (3) 組み込みシステム関係者等にOSSの法的課題の理解を深めてもらうため、組み込み総合技術展「ET2010⁶⁴」において法的課題に関するセッションを開催する。

(4 - 1 - 4) オープンソフトウェアの普及・啓発

) 情報収集・発信の拡充

- (1) 平成21年度にリニューアルしたOSS iPediaを周知するとともに、コンテンツの更なる充実を図り、OSS iPediaからの情報発信を強化する。
- (2) OSS iPediaの安全な運用及びユーザのニーズを反映した利便性向上のための機能拡充を行う(平成23年6月)。

) OSS開発・評価等の支援環境の拡充

- (1) OSSオープン・ラボを使った研修のための教材コンテンツ(PostgreSQL⁶⁵、Ruby等)を拡充する。
- (2) OSSオープン・ラボの利用者インターフェースの改善、運用管理システムの改善、性能向上等、OSSオープン・ラボの機能強化をクラウド関連技術を適用して行う(平成22年12月)。

) 調査・研究

- (1) 「地方自治体における情報システム基盤の現状と方向性の調査」及び「OSS活用ビジネス実態調査」を実施し、調査結果を公開するとともに、今後の事業戦略立案に活用する。(平成23年3月)。

) 日本OSS推進フォーラムとの連携

- (1) 事業成果の普及及び意見集約を図るため、日本OSS推進フォーラムの事務局業務を担う。

4 - 2 債務保証事業等

- (1) 平成21年度末における債務保証事業の終了を踏まえ、既存の債務保証の債権管理を金融機関との連携、決算書類の徴求、保証先往訪、代表者との面談等により、適切に実施する。

⁶³ LGPL(GNU Lesser General Public License)

⁶⁴ ET2010(Embedded Technology 2010)

⁶⁵ PostgreSQL : オープンソースのオブジェクト関係データベース管理システム。

・業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. PDCAサイクルに基づく継続的な業務運営の見直し

- (1) 22年度計画の着実な実施を図るため、上期終了時点において事業の進捗状況の把握を行うとともに、それを踏まえた「平成22年度下期実行計画」を策定する。また、予算の適切な執行に向け、「中間仮決算」を実施する。
- (2) 機構に設置した各種審議委員会による事業評価や有識者・利用者に対するヒアリング（100者以上）等を行い、その結果を事業運営に反映させる等、PDCAサイクルの実践を継続する。また、ソフトウェア等の開発成果についても、第一期中期目標期間で終了した事業を含め、フォローアップ調査を実施する。
- (3) 平成22年度監査計画に基づき、上期においてはコンプライアンス（倫理保持、個人情報保護、就労実態等）、下期においては評価認証業務及び連携プログラム技術評価業務についての監査を行い、監査結果を業務にフィードバックする。

2. 機動的・効率的な組織及び業務の運営

- (1) PDCAサイクルに基づく継続的な業務運営の見直しの結果を業務に反映させるとともに、ITを巡る内外の情勢変化等を踏まえ、運営効率向上のための最適な組織体制に向けて不断の見直しを図る。
- (2) 行政改革における人件費削減の要請に応えつつ、限られた人員で効果的・効率的に事業を実施するため、相乗効果をもたらすような部署間連携の強化を図るとともに、課題解決に対応した最適な組織体制を柔軟に整備する。また、産学の外部専門家が自主的に参加するワーキンググループ、タスクフォースの活用や、外部コミュニティ等との連携を強化する。
- (3) 業績評価制度を引き続き着実に実施し、その評価結果を賞与及び昇給に適正に反映させる。
- (4) 職員の専門的な能力涵養のため、内外の関連学会、委員会及びセミナー等への参加を引き続き推進する。また、機構の業務を的確かつ円滑に遂行することができる人材を育成するためのツールの一つである「1hourセミナー」を引き続き実施するとともに、その内容の更なる充実を図る。さらに職員全般の共通的能力の向上のための職員研修（キャリアステップに応じた階層別研修、高度な専門知識や実践的技術を習得させるテーマ別研修やメンタルヘルス関係の研修等）を緊急性・重要性を考慮し、計画的に実施する。
- (5) 業務内容に応じて民間事業者や外部専門機関を有効に活用することにより、業務の効率化を図る。民間事業者や外部専門機関の選定にあたっては、可能な限り競争的な方法により行うとともに、十分な公募期間の設定と情報提供を行う。
- (6) 平成21年度に民間競争入札を実施した北海道・東北・九州支部を廃止する。

3．戦略的な情報発信の推進

3 - 1 ITに係る情報収集・発信等(シンクタンク機能の充実)

- (1) 機構のニューヨーク事務所を活用し、米国におけるITの最新動向の把握に努める。また、情報セキュリティ、ソフトウェアエンジニアリング、IT人材育成、オープンソフトウェア等の各分野における個別テーマに関する調査や各種実態・動向調査等の統計的調査を実施し、内外の情報を収集、分析するとともに、積極的な情報発信を実施する。
- (2) 以下の情報サービス産業関係団体との間で、トップレベルでの定期的な意見交換会を開催し、ユーザーズやIT関連の市場動向の把握に努める。
 - ・ 社団法人 情報サービス産業協会 (JISA)
 - ・ 社団法人 コンピュータソフトウェア協会 (CSAJ)
 - ・ 社団法人 日本情報システム・ユーザー協会 (JUAS)
 - ・ 社団法人 組込みシステム技術協会 (JASA)
 - ・ 特定非営利活動法人 ITコーディネータ協会 (ITCA)
- (3) 最先端の分野における知見を高めるため、専門家を招いた勉強会等を定期的に行う。
- (4) 海外関係機関との共同事業や委託調査、意見交換等を行い、連携強化を図る。また、関連分野の国際会議への積極的な参加等を通じ、国際的な情報発信及び最新情報の収集に努める。
- (5) 機構の事業成果について、より具体的な形でユーザーに普及するため、ツール・データベース化を推進し、公共財として提供する。また、これらの成果を「『見える化』ツール&データベースカタログ」に追加し、利用の促進を図る。
- (6) クラウドコンピューティング等の新たなIT技術の潮流やソフトウェアの提供・利用のあり方等について、産学官の有識者から構成される研究会を開催する。同研究会において、今後、機構として重点的に取り組むべき技術的な課題を整理するとともに、関連技術分野における技術ロードマップの策定を行う。

3 - 2 戦略的広報の実施

- (1) 各事業の内容及び成果の特徴、対象等を踏まえた平成22年度年間イベント計画を策定する。イベント等の開催にあたっては、常にその効果をアンケート等で確認するとともに、報道関係者等に対するヒアリングを実施し、その結果を平成23年度の年間イベント計画策定に反映させる。
- (2) 機構ウェブサイトのコンテンツの充実を図り、有益かつ迅速な情報提供に努める。また、事業成果の主要なものについては、事業終了後2か月以内にウェブサイトに掲載する。
- (3) 国際的な視点に立ったITの最新情報を発信し、我が国全般のIT力向上を目的として、内外有識者の講演・討論等による「IPAグローバルシンポジウム2010」(平成22年6月8日)及び機構の事業成果発表を中心とする「IPAフォーラム2010」(平成22年10月予定)を開催する。また、情報セキュリティ、ソフトウェアエンジニアリング等各専門分野について、機構主催による講演、セミナー開催に加え、外部イベントを活用し、積極的に事業成果を普及する。

- (4) 機構の各事業分野において実施している表彰制度等について受賞者等を選定し、「IPAフォーラム2010」において、授賞式等を行う。
- (5) 報道関係者向け説明会等や個別取材対応を積極的に行い、機構及び事業成果の認知度向上に努める。
- (6) 機構の行う公募、入札、イベント・セミナー情報等について、「メールニュース」等を通じた積極的な情報提供を行うとともに、毎月の事業成果について、「情報発信」として広報する。メーリングリストの登録者数については、常に40,000件以上となるように配信内容の一層の充実を図る。ウェブサイトは、発信情報の質的向上を目的としてコンテンツ管理システムの導入を図るとともに、内容の充実、情報発信の強化を推進する。

4．業務・システムの最適化

- (1) 情報処理技術者試験業務の最適化については、以下の事項を実施する。

試験実施業務、結果評価・通知業務等の具体的な改善策について、引き続き検討を行う。

情報処理技術者試験の実施にあたり、平成20年度に再構築した試験システムを安定的に運用する。

CBT関連システムについては、開発・テストを経てCBTの試行運用を行い、平成23年度を目途とする本格的CBT方式導入に備える。

- (2) 財務業務の最適化については、以下の事項を実施する。

平成21年度に引き続き、管理すべき財務関連情報の整理及び責任の所在等の明確化に取り組み、業務処理の一貫性、透明性の確保に努める。

業務実施、業務の引継ぎ、内部統制等に活用されるべき業務マニュアルの拡充と関連部門への周知を行う。業務マニュアルの整備にあたっては、審査・登録、台帳管理、周知・啓発、質問・改善要求対応、自己点検等を行う全体的な体制を構築して実施する。平成22年度に整備及び改訂を行うマニュアルは、以下の業務とする。

- 1) 調達・契約
- 2) 旅費関係
- 3) システム調達

5．業務経費等の効率化

- (1) 厳密な予算執行管理を継続して実施し、適正な執行を図る。運営費交付金を充当して行う業務においては、第二期中期目標期間中、一般管理費（人事院勧告を踏まえた給与改定分、退職手当を除く。）及び業務経費（新規分、拡充分を除く。）について、毎年度平均で前年度比3%以上の効率化を行う。

6．総人件費改革への取組み

- (1) 総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減（平成22年度までに平成17年度比5%以上の削減（競争的研究開発費等の受託事業に係る人件費を除く。））の着実な実施を図るとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革等を踏まえた適切な見直しを実施する。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）」に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

- (2) 給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程及び総人件費を引き続き公表する。また、給与水準についての検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には、必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や状況を公表する。

7．調達の適正化

- (1) 契約事務マニュアル、調達手続きマニュアル等及び財務部に設置した契約に関する担当者（契約相談窓口）を活用することにより、業務運営の一層の効率化を図る。また、入札・契約の適正化を一層推進し、やむを得ない案件を除き、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募を指し、競争性のない随意契約は含まない。）により調達を行うとともに、その取組み状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、より競争性、透明性の高い一般競争入札に移行できないかについて検討するとともに、企画競争、公募を行う場合においても、競争性、透明性が確保される方法により実施する。さらに、入札・契約の適正な実施について、監事等による監査を受けるものとする。

8．機構のセキュリティ対策の強化

- (1) 情報管理委員会の開催、職員教育、自己点検等を通じ、情報セキュリティ基本規程及びそれに基づく情報セキュリティ対策基準の遵守の徹底を図る。
- (2) 情報セキュリティ対策実施手順等の充実を図るとともに、情報漏えい防止等を目的とするシステム機能強化（ウェブフィルタリング導入、安全な外部作業環境構築等）を行う。

・財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1．自己収入拡大への取組み

- (1) ITセキュリティ評価及び認証制度、暗号モジュール試験及び認証制度について、引き続き積極的な広報活動を通じて、その利用拡大を図る。
- (2) 機構主催のセミナー、印刷製本物及び出版物等については、引き続き適切な受益者負担を求める。

2．決算情報・セグメント情報の公表の充実等

- (1) 機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

3．地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）

- (1) 地域ソフトウェアセンターの経営状況を的確に把握するため、決算ヒアリング等を行うとともに、適宜、指導・助言を行う。
- (2) 地域ソフトウェアセンターの支援要請に基づき、経営コンサルタント及び教育研修コンサルタントを現地に派遣する。
- (3) 地域ソフトウェアセンター間の情報交換の場である地域ソフトウェアセンター全国協議会（年度内3回開催）での意見交換、機構の活動内容の紹介等を通じ、地域ソフトウェアセンターの活性化を図る。また、各地域ソフトウェアセンター間及び機構との広域ポータルサイトを活用して、IT人材育成関連情報の提供を行う。

・ 予算（人件費見積りを含む。） 収支計画及び資金計画

1 . 予算（別紙参照）

総表（別紙 1 - 1）

事業化勘定（別紙 1 - 2）

試験勘定（別紙 1 - 3）

一般勘定（別紙 1 - 4）

地域事業出資業務勘定（別紙 1 - 5）

2 . 収支計画（別紙参照）

総表（別紙 2 - 1）

事業化勘定（別紙 2 - 2）

試験勘定（別紙 2 - 3）

一般勘定（別紙 2 - 4）

地域事業出資業務勘定（別紙 2 - 5）

3 . 資金計画（別紙参照）

総表（別紙 3 - 1）

事業化勘定（別紙 3 - 2）

試験勘定（別紙 3 - 3）

一般勘定（別紙 3 - 4）

地域事業出資業務勘定（別紙 3 - 5）

・ 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入等の遅延が生じた場合、短期借入金の限度額(15億円)の範囲内で借入を行う。

．重要な財産の譲渡・担保計画

な し

．剰余金の使途

平成22年度で各勘定に剰余金が発生したときには、翌年度の後年度負担に考慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当する。

- ・ソフトウェアの安全性・信頼性向上に関する業務等の充実
- ・短期の任期付職員の新規採用
- ・人材育成及び能力開発研修等
- ・広報、成果発表会等
- ・情報処理技術者試験の充実・改善、質の向上

．その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1．施設及び設備に関する計画

な し

2．人事に関する計画

- (1) 人事異動等人材の流動化を促進することで、適材適所の任用を図る。
- (2) 事業ごとに、外部の専門人材を活用した執行体制について、適宜見直しを行い、効率的かつ効果的な組織運営を行う。

3．中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、情報処理技術者試験業務等において当該業務が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性・適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。

4．積立金の処分に関する事項

主務大臣の承認を受け第一期中期目標期間の最終事業年度から繰り越した積立金については、承認の範囲内において情報処理技術者試験の制度改正等に係る経費の支出及び第一期中期目標期間中に自己収入財源で取得し第二期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却費等に要する費用に充てることとする。

予算（総表）

（単位:百万円）

区別	金額
収入	
運営費交付金	4,697
業務収入	3,265
その他収入	156
計	8,118
支出	
業務経費	9,046
一般管理費	1,843
計	10,888

〔人件費の見積り〕

平成22年度には、1,654百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

〔注記〕

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

予算（事業化勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
収入	
業務収入	0
計	0
支出	
業務経費	0
一般管理費	0
計	0

〔人件費の見積り〕

平成22年度には、0百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

予算（試験勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
収入	
業務収入	3,180
その他収入	8
計	3,188
支出	
業務経費	2,196
一般管理費	772
計	2,968

〔人件費の見積り〕

平成22年度には、453百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

予算（一般勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
収入	
運営費交付金	4,697
業務収入	85
その他収入	147
計	4,929
支出	
業務経費	6,850
一般管理費	1,071
計	7,920

〔人件費の見積り〕

平成22年度には、1,201百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

予算（地域事業出資業務勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
収入	
その他収入	0
計	0
支出	
計	0

収支計画（総表）

（単位:百万円）

区別	金額
費用の部	
経常費用	7,984
業務費用	5,904
一般管理費	1,866
減価償却費	214
収益の部	
経常収益	7,951
運営費交付金収益	4,697
業務収入	3,196
その他収入	0
資産見返負債戻入	58
財務収益	156
純利益（ 純損失）	122
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益（ 総損失）	122

〔注記〕

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

収支計画（事業化勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
費用の部	
経常費用	0
業務費用	0
一般管理費	0
収益の部	
経常収益	0
業務収入	0
純利益（純損失）	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益（総損失）	0

収支計画（試験勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
費用の部	
経常費用	3,074
業務費用	2,115
一般管理費	795
減価償却費	164
収益の部	
経常収益	3,188
業務収入	3,180
その他収入	0
資産見返負債戻入	8
財務収益	8
純利益（純損失）	122
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益（総損失）	122

収支計画（一般勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
費用の部	
経常費用	4,910
業務費用	3,789
一般管理費	1,071
減価償却費	50
収益の部	
経常収益	4,762
運営費交付金収益	4,697
業務収入	16
その他収入	0
資産見返負債戻入	50
財務収益	147
純利益（純損失）	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益（総損失）	0

収支計画（地域事業出資業務勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
費用の部	
収益の部	
財務収益	0
純利益（純損失）	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益（総損失）	0

資金計画（総表）

（単位:百万円）

区別	金額
資金支出	24,025
業務活動による支出	7,728
投資活動による支出	3,160
財務活動による支出	10,913
翌年度への繰越	2,224
資金収入	24,025
業務活動による収入	8,125
運営費交付金による収入	4,697
業務収入	3,265
その他収入	163
投資活動による収入	13,904
当年度期首資金残高	1,996

〔注記〕

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

資金計画（事業化勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
資金支出	1
業務活動による支出	0
翌年度への繰越	1
資金収入	1
業務活動による収入	0
業務収入	0
当年度期首資金残高	1

資金計画（試験勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
資金支出	4,129
業務活動による支出	2,868
投資活動による支出	100
翌年度への繰越	1,161
資金収入	4,129
業務活動による収入	3,188
業務収入	3,180
その他収入	8
当年度期首資金残高	941

資金計画（一般勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
資金支出	18,735
業務活動による支出	4,860
投資活動による支出	3,060
財務活動による支出	9,777
翌年度への繰越	1,038
資金収入	18,735
業務活動による収入	4,936
運営費交付金による収入	4,697
業務収入	85
その他収入	154
投資活動による収入	12,768
当年度期首資金残高	1,031

資金計画（地域事業出資業務勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
資金支出	1,160
財務活動による支出	1,136
翌年度への繰越	23
資金収入	1,160
業務活動による収入	0
その他収入	0
投資活動による収入	1,136
当年度期首資金残高	23